

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月24日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市神話の里公園
- 2 指定管理者 霧島市霧島田口2583番地22  
霧島神話の里公園株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市神話の里公園の概要

- |            |   |              |           |
|------------|---|--------------|-----------|
| (1) 施設名    | 霧島市神話の里公園                                     |              |           |
| (2) 位置     | 霧島市霧島田口2583番地8・9・22の内                         |              |           |
| (3) 建築年度   | 神話館   | 平成元年度        |           |
|            | クラブハウス  | 平成2年度        |           |
|            | ほっと霧島館  | 平成6年度        |           |
|            | よかもん市場  | 平成8年度        |           |
| (4) 構造・面積  | 神話館   | 鉄筋コンクリート造2階建 | 延床面積 913㎡ |
|            | クラブハウス  | 木造平屋建        | 面積 162㎡   |
|            | ほっと霧島館  | 木造平屋建        | 面積 718㎡   |
|            | よかもん市場  | 木造平屋建        | 面積 131㎡   |
| (5) 設置目的   | 自然環境を活かした公園施設を効率的に活用し、観光と農業の振興により地域活性化を図るため設置 |              |           |
| (6) 年間利用者数 | 481,011人（令和元年度実績）                             |              |           |
| (7) 年間利用料金 | 166,818,668円（令和元年度実績）                         |              |           |

### 2 指定管理者の概要

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 団体の名称、代表者及び所在 |  |
| 名 称               | 霧島神話の里公園株式会社   |
| 代 表 者             | 代表取締役 中重 真一  |
| 所 在               | 霧島市霧島田口2583番地22  |
| (2) 組織            |  |
| 設立年月日             | 平成5年11月19日   |
| 従業員数              | 8人（正社員）  |
| 設立目的              | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域産業に関する商品の展示及び販売</li><li>・公園・緑地及び庭園の管理</li><li>・公園内における売店の経営</li><li>・遊園地の経営</li><li>・レストランの経営</li><li>・スポーツ施設の経営</li><li>・索道事業の経営</li></ul> |

### 3 指定管理の方法等

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 指定管理の方法   | 直接指定                                  |
| (2) 直接指定をする理由 | 霧島市神話の里公園は、その設置からこれまでの間、市の第3セクターである霧島 |

神話の里公園株式会社が管理運営を担ってきたところであり、霧島神宮周辺域における観光の中核施設として本市観光事業の推進に寄与している。

このような中、同社は、これまで、同施設を効率的かつ安定的に管理運営しているとともに、長年の管理実績により同施設の管理運営技術を蓄積しており、さらに、利用者数についても維持していることなどを踏まえ、指定管理候補者として適当であると認められたところである。